

令和 6 年厚木市農業委員会11月定例総会議事録

日 時 令和 6 年11月25日 月曜日 午後 1 時30分から午後 2 時30分まで

場 所 農業委員会会議室

出席者 会長

13番 山 川 宏 司

農業委員

1 番 小 池 よし子

3 番 内 海 則 行

5 番 曾 根 義 久

7 番 鈴 木 好 弘

9 番 清 田 徳 治

11番 中 丸 豊

2 番 早 川 暁

4 番 井 上 慎 一

6 番 高 澤 友紀子

8 番 三 橋 澄 夫

10番 大 矢 和 人

12番 松 前 進（会長職務代理者）

欠席者

事務局出席者 事務局長 専任主幹 主幹兼農地管理係長 都市農業支援担当主幹
農地管理係主任

議事日程

- 1 市街化区域内農地転用の届出に係る専決処理について（報告 9 件）
- 2 農地法第 3 条の 3 の規定による届出について（報告15件）
- 3 相続税の納税猶予に関する適格者証明について（報告 2 件）
- 4 生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明について（報告 2 件）
- 5 農地法の適用を受けない土地の証明について（報告 3 件）
- 6 議案第43号 農地法第 3 条の規定に係る許可申請について（6 件）
- 7 議案第44号 農地法第 5 条の規定による許可申請について（6 件）
- 8 議案第45号 農用地利用集積計画の決定について（19件）

<議長>

ただいまの出席委員は13人で定足数に達しております。

これより、令和6年厚木市農業委員会11月定例総会を開会いたします。

議事録署名人を選出したいと思いますが、議長指名でよろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

<議長>

それでは、7番の鈴木好弘委員、8番の三橋澄夫委員にお願いいたします。

本日の議事日程は、お手元に配布してあります日程表のとおりでございます。

日程に入ります。

日程1、「市街化区域内農地転用の届出に係る専決処理」についてを議題といたします。

事務局の報告を求めます。

<事務局長>

ただいま議題となりました「市街化区域内農地転用の届出に係る専決処理」について、御報告申し上げます。

今回報告する対象は、10月11日から11月11日までに受付したもので、それぞれ届出内容を精査しましたところ、適法であると認められましたので、市街化区域内農地転用の届出に係る事務処理規程に基づき専決処理をしたものでございます。

総括表に基づき御報告いたします。

法第4条につきましては、3件、7筆、面積は1,318.12平方メートルでございます。

法第5条につきましては、6件、10筆、面積は1,622平方メートルでございます。

法第4条及び第5条の総計は、9件、17筆、面積は2,940.12平方メートルでございます。

なお、届出内容の説明につきましては、先に議案書を送付させていただいておりますので、省略させていただきます。

説明は、以上でございます。

<議長>

ただいまの報告について、質問がありましたらお願いします。

〔質疑なし〕

<議長>

ないようですので、次に進めさせていただきます。

日程2、「農地法第3条の3の規定による届出」について議題といたします。

事務局の報告を求めます。

<事務局長>

ただいま議題となりました「農地法第3条の3の規定による届出」について、御報告いたします。
相続等による農地法の許可を要しない権利取得について、10月11日から11月11日までに受付した

ものについてそれぞれ内容を適正と認め、受理通知書を交付いたしましたので、総括表に基づき御報告いたします。

被相続人は12人、農地の所有権を取得された相続人は15人、筆数は延べ85筆、面積は延べ30,263.68平方メートルでございます。あっせんの希望は全て無しでございます。

なお、届出内容の説明につきましては、先に議案書を送付させていただいておりますので、省略させていただきます。

説明は、以上でございます。

<議長>

ただいまの報告について、質問がありましたらお願いします。

[質疑なし]

<議長>

ないようですので、次に進めさせていただきます。

日程3、「相続税の納税猶予に関する適格者証明」についてを議題といたします。

事務局の報告を求めます。

<主幹兼農地管理係長>

ただいま議題となりました「相続税の納税猶予に関する適格者証明」について、御報告いたします。

報告する案件は2件となります。

1番でございます。

証明願提出者は、下荻野にお住まいのAさんです。

令和6年2月19日、父のBさんがお亡くなりになったことから農地を相続し、これらの農地について相続税の納税猶予を受けるため、証明願が提出されたものです。

相続税の納税猶予の特例適用となる農地は、三田字宮ノ上1筆、下荻野字中原4筆、同字牛久保3筆、同字妙見谷1筆、同字中金井1筆及び同字神保3筆、登記地目は畑及び田、合計面積は14,851の内14,723.55平方メートルの農地です。

本証明願を受け、本人立会いのもと現地調査を行ったところ、農地として良好に管理されており、営農意欲をお伺いしたところ、適格者として判断できましたことから、適格者証明を交付したものでございます。

続いて2番でございます。

証明願提出者は、下荻野にお住まいのCさんです。

令和6年2月19日、父のBさんがお亡くなりになったことから農地を相続し、これらの農地について相続税の納税猶予を受けるため、証明願が提出されたものです。

相続税の納税猶予の特例適用となる農地は、下荻野字子合1筆、登記地目は畑、面積は354平方メートルの農地です。

本証明願を受け、本人立会いのもと現地調査を行ったところ、農地として良好に管理されており、営農意欲をお伺いしたところ、適格者として判断できましたことから、適格者証明を交付したものでございます。

説明は、以上でございます。

<議長>

ただいまの報告について、質問がありましたらお願いします。

<議長>

ないようですので、次に進めさせていただきます。

日程4、「生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明」についてを議題といたします。

事務局の報告を求めます。

<主幹兼農地管理係長>

ただいま議題となりました、「生産緑地に係る農業の主たる従事者証明」について、御報告いたします。

生産緑地の所有者は、都市計画法第20条第1項の告示の日から30年を経過したとき、又は当該生産緑地に係る農業の主たる従事者が死亡し、若しくは農業に従事することを不可能にさせる故障等が生じた場合、市長に買取りの申出をすることができることとされております。

本証明につきましては、生産緑地法第10条の規定に基づき、生産緑地の買取りの申出を行う際に必要な証明となっております。

御報告する案件は2件です。

1番でございます。

証明願申出者は、下荻野にお住まいのCさん。

買取り申出を行おうとする生産緑地は、下荻野字子合1筆、現況地目は畑、面積は354平方メートルです。

当該生産緑地は、主たる従事者の死亡のため、買取りの申出事由として、生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願が提出されました。

こちらに対しまして、生産緑地法に係る買取り申出に伴う農業の主たる従事者の証明事務の処理に関する規定第3条に基づき、曾根義久委員及び高澤友紀子委員に意見聴取を行うとともに現地調査を行ったところ、農業に従事していたことが確認できましたので、主たる従事者であった旨の証明書を交付したものでございます。

続いて2番でございます。

証明願申出者は、下荻野にお住まいのDさん。

買取り申出を行おうとする生産緑地は、下荻野字中金井1筆、現況地目は畑、面積は667平方メートルです。

当該生産緑地は、主たる従事者の死亡のため、買取りの申出事由として、生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願が提出されました。

こちらに対しまして、生産緑地法に係る買取り申出に伴う農業の主たる従事者の証明事務の処理に関する規定第3条に基づき、曾根義久委員及び高澤友紀子委員に意見聴取を行うとともに現地調査を行ったところ、農業に従事していたことが確認できましたので、主たる従事者であった旨の証明書を交付したものでございます。

説明は、以上でございます。

<議長>

ただいまの報告について、質問がありましたらお願いします。

〔質疑なし〕

<議長>

ないようですので、次に進めさせていただきます。

日程 5、「農地法の適用を受けない土地の証明」についてを議題といたします。

事務局の報告を求めます。

<主幹兼農地管理係長>

ただいま議題となりました、「農地法の適用を受けない土地の証明」について、御報告いたします。

御報告する案件は3件です。

初めに1番でございます。

証明願の提出者は、山際にお住まいのEさん、対象地は中依知字西河原1筆、登記地目は畑、面積は152平方メートルでございます。

当該地につきましては、平成16年に願出人が相続した時点で、既に河川敷の一部となっており、現在に至っているもので、平成26年撮影航空写真で10年以上経過していることが確認できます。

これらの経過を踏まえ、井上慎一委員及び中丸豊委員に資料及び現地を確認いただいたものです。続いて2番でございます。

証明願の提出者は、岡津古久にお住まいのFさん、対象地は岡津古久字入り3筆、登記地目は全て畑、合計面積は1,467平方メートルでございます。

当該地につきましては、平成9年に願出人が相続した時点で、山林化しており、現在に至っているもので、平成26年度航空写真で10年以上経過していることが確認できます。

これらの経過を踏まえ、三橋澄夫委員に資料及び現地を確認いただいたものです。

最後に3番でございます。

証明願の提出者は、上荻野にお住まいのGさん、対象地は上荻野字田尻1筆、登記地目は畑、面積は306平方メートルでございます。

当該地につきましては、昭和45年頃から住宅敷地の一部として使用しており、現在に至っているもので、平成27年度固定資産税評価証明書で確認できます。

これらの経過を踏まえ、曾根義久委員及び高澤友紀子委員に資料及び現地を確認いただいたものです。

説明は、以上でございます。

<議長>

ただいまの報告について、質問がありましたらお願いします。

〔質疑なし〕

<議長>

ないようですので、次に進めさせていただきます。

日程 6、議案第43号「農地法第 3 条の規定による許可申請」についてを議題といたします。
事務局の説明を求めます。

<専任主幹>

ただいま議題となりました議案第43号「農地法第 3 条の規定による許可申請」について、御説明申し上げます。

お諮りする案件は 6 件でございます。

初めに 1 番でございます。

対象地は七沢字馬場 1 筆、現況地目は畑、面積は27平方メートルです。

渡人は七沢にお住まいのHさんで、受人は七沢にお住まいの I さんです。

経営規模拡大のための売買契約による所有権移転で、露地野菜の利用が予定されております。

受人の保有する機械につきましては、耕うん機等。

労働力につきましては、本人及び配偶者の 2 人です。

続いて 2 番でございます。

対象地は棚沢字川原付 2 筆、現況地目はともに田、合計面積は209平方メートルです。

渡人は愛川町中津にお住まいの J さんで、受人は南町にお住まいの K さんです。

経営規模拡大のための売買契約による所有権移転で、露地野菜の利用が予定されております。

受人の保有する機械につきましては、トラクター、耕うん機、田植機、コンバイン等。

労働力につきましては、本人、配偶者、子及び弟の 4 人です。

続いて 3 番でございます。

対象地は山際字西ノ久保 4 筆、現況地目は全て畑、合計面積は3,587平方メートルです。

渡人は山際にお住まいの L さんで、受人は山際にお住まいの M さんです。

農業経営安定のための贈与契約による所有権移転で、露地野菜の利用が予定されております。

受人の保有する機械につきましては、トラクター、耕うん機等。

労働力につきましては、本人、配偶者、子 2 人、父及び兄の 6 人です。

続いて 4 番でございます。

対象地は山際字西ノ久保 4 筆及び同字下中原 1 筆、現況地目は全て畑、合計面積は3,696平方メートルです。

渡人は山際にお住まいの L さんで、受人は山際にお住まいの N さんです。

農業経営安定のための贈与契約による所有権移転で、露地野菜の利用が予定されております。

受人の保有する機械につきましては、トラクター、耕うん機等。

労働力につきましては、本人、父、母、弟及び弟の配偶者の 5 人です。

続いて 5 番でございます。

対象地は金田字下夕原 1 筆、現況地目は畑、面積は297平方メートルです。

渡人は金田にお住まいの O さんで、受人は金田にお住まいの P さんです。

経営規模拡大のための売買契約による所有権移転で、露地野菜の利用が予定されております。

受人の保有する機械につきましては、トラクター、耕うん機、田植機、コンバイン等。

労働力につきましては、本人及び父の 2 人です。

最後に 6 番でございます。

対象地は長谷字依胡田 3 筆及び愛甲字堀添 2 筆、現況地目は田及び畑、合計面積は1,987平方メートルです。

渡人は愛甲西1丁目にお住まいのQさんで、受人は愛甲東2丁目にお住まいのRさんです。
経営規模拡大のための売買契約による所有権移転で、水稻の利用が予定されております。
受人の保有する機械につきましては、トラクター、田植機、コンバイン等。
労働力につきましては、本人、母及び叔母の3人です。
なお、1番から6番の全てにおいて、農地法に規定する各基準については満たしています。
農地法第3条の規定による許可申請の説明は、以上でございます。
よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

<議長>

説明が終わりました。これより質疑に入ります。
何か質問はありませんか。

[質疑なし]

<議長>

ないようですので、質疑を打ち切り採決いたします。

日程6、議案第43号「農地法第3条の規定による許可申請」について、許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

[採決 挙手全員]

<議長>

挙手全員。

よって、日程6、議案第43号「農地法第3条の規定による許可申請」については、許可することに決しました。

次に、日程7、議案第44号「農地法第5条の規定による許可申請」についてを議題といたします。
事務局の説明を求めます。

<農地管理係主任>

ただいま議題となりました議案第44号「農地法第5条の規定による許可申請」について、御説明申し上げます。

お諮りする案件は6件でございます。

初めに1番でございます。

対象となる農地の所在は、三田字天神上1筆、登記地目は畑、面積は785平方メートルです。

受人は、三田3丁目の株式会社S 代表取締役Tさん、渡人は三田3丁目にお住まいのUさんです。

本申請は、所有権移転による駐車場兼資材置場設置のための転用許可申請です。

農地区分は、水道管及び下水道管が埋設されている道路の沿道の区域であり、かつ500メートル以内に三田小学校及び睦合中学校が存する第3種農地です。

受人は三田3丁目で塗装業を営む法人で、これまでは資材置場を持たず、都度リースするなどにより事業を行ってきましたが、業務効率が悪く、事業の拡大に対応できなくなったことで、自社で

物品を所持すべく、保管場所を確保するため申請されました。

農地転用許可申請地は、東側は道路、西側及び北側は北部給食センター敷地、南側は駐車場に接しております。

東側に出入口を設け、全面転圧・砂利敷きし、社用車及び資材を置く計画でございます。

隣接地等への被害防除措置として、出入口を除く外周全てに既設のコンクリート擁壁及びコンクリートブロックが設置されていることから、土砂・雨水及び表流水の流出を防止するものです。

農地法第5条第2項第4号に規定する周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれにつきましては、現地を確認したところ、日照や通風については特に支障を生ずるおそれはないものと判断されます。

なお、本申請は開発面積が500平方メートル以上のため、市の住みよいまちづくり条例の対象となっており、手続中でございます。

続いて2番でございます。

対象となる農地の所在は、中依知字中林1筆、登記地目は畑、面積は435平方メートルです。

借人は藤沢市葛原のV株式会社 代表取締役Wさん、貸人は山際にお住まいのEさんです。

本申請は、賃借権移転による車両置場設置のための転用許可申請です。

農地区分は、300メートル以内に圏央厚木インターチェンジが存する第3種農地です。

受人は、藤沢市に事業本所を置き、中依知に営業所を置く自動車販売業を主な事業として営む法人で、現在、営業所敷地に10台ほどの車両を置くスペースがありますが、慢性的な飽和状態となっていたことから、車両置場の不足を解消するため申請されました。

申請地は、東側、北側及び西側は畑、南側は道路に接しております。

南側の面の東の部分の接道箇所出入口を設け、全面転圧・砂利敷きし、車両を置く計画でございます。

隣接地等への被害防除措置として、畑に接する東側、北側及び西側には鋼板柵を新設し、道路に接する南側には出入口となる東の部分以外に道路の既存擁壁が設置されており、土砂・雨水及び表流水の流出を防止するものです。

農地法第5条第2項第4号に規定する周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれにつきましては、現地を確認したところ、日照や通風については特に支障を生ずるおそれはないものと判断されます。

続いて3番でございます。

対象となる農地の所在は、三田字上山2筆、登記地目はともに畑、合計面積は1,437平方メートルです。

受人は三田1丁目にお住まいのXさん、渡人は東京都町田市南大谷4丁目にお住まいのYさんです。

本申請は、所有権移転による車両置場設置のための転用許可申請です。

農地区分は、市街化区域から500メートル以内かつ農地の規模が10ヘクタール未満の第2種農地です。

受人は、三田の自宅を事業所とし、中古車販売業を主な事業として開業する個人事業主で、開業後は在庫となる中古車両の保管場所が必要なため申請されました。

申請地は、東側は道路、西側は宅地、北側及び南側は畑に接しております。

東側に出入口を設け、全面転圧・砂利敷きし、車両を置く計画でございます。

隣接地等への被害防除措置として、畑に接する北側及び南側並びに道路に接する東側の出入口以

外の部分には鋼板柵を新設し、宅地に接する西側には隣接地側に擁壁及び鋼板柵が設置されており、土砂・雨水及び表流水の流出を防止するものです。

農地法第5条第2項第4号に規定する周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれにつきましては、現地を確認したところ、日照や通風については特に支障を生ずるおそれはないものと判断されます。

また、本申請は開発面積が500平方メートル以上のため、市の住みよいまちづくり条例の対象となっており、手続中でございます。

続いて4番でございます。

対象となる農地の所在は、三田字道西1筆、登記地目は田、面積は406平方メートルです。

受人は三田の株式会社Z 代表取締役 a さん、渡人は三田にお住まいの b さんです。

本申請は、所有権移転による車両置場設置のための転用許可申請です。

農地区分は、市街化区域から500メートル以内かつ農地の規模が10ヘクタール未満の第2種農地です。

受人は、三田に事業所を置く中古車販売業を主な事業として営む法人で、現在、自宅兼事務所及び借地約200平方メートルの敷地に在庫の中古車を保管しておりますが、当該法人は同様の事業において本年6月に法人化したことなどによる事業拡大に伴い、新たな車両置場が必要となり申請されました。

申請地は、東側は駐車場、南側は雑種地、西側は宅地、北側は道路に接しております。

北側に出入口を設け、全面転圧・砂利敷きし、車両を置く計画でございます。

隣接地等への被害防除措置として、道路に接する北側については、出入口以外、接する道路の管理者が管理する現況水路の天端の高さより10センチメートル低くし、出入口まわりの水路より高い箇所にはアゼ板を設置、また、東側、南側及び西側隣接地については、隣接地側にコンクリート擁壁が設置されており、土砂・雨水及び表流水の流出を防止するものです。

農地法第5条第2項第4号に規定する周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれにつきましては、現地を確認したところ、日照や通風については特に支障を生ずるおそれはないものと判断されます。

続いて5番でございます。

対象となる農地の所在は、棚沢字川原付4筆、登記地目は全て田、合計面積は1,832平方メートルです。

受人は、東京都町田市木曽東1丁目の株式会社c 代表取締役 d さん、渡人は愛川町中津にお住まいの e さん外1人です。

本申請は、所有権移転による駐車場設置のための転用許可申請です。

農地区分は、第1種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しない第2種農地です。

受人は東京都町田市に事業本所、下川入に厚木営業所を構え、工事関係車両のリースを主な事業として営む法人で、現在、営業所の近隣にリース車両を置く駐車場がありますが、その一部を業務効率向上を目的に、自社にて車両の整備、点検を行うスペースとするため、既存車両を移動する必要がある、その移動先として当該地を申請されました。

申請地は、東側は田、西側は農地転用済みとなっており車両置場として開発工事中の土地、南側は道路、北側は水路敷に接しております。

南側に出入口を設け、全面転圧・碎石敷きし、リース車両の駐車場とする計画でございます。

隣接地等への被害防除措置として、道路に接する南側には出入口を除く全てに溝を設け、南側以

外の全方位には鋼板柵を新設し、土砂・雨水及び表流水の流出を防止するものです。

農地法第5条第2項第4号に規定する周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれにつきましては、現地を確認したところ、日照や通風については特に支障を生ずるおそれはないものと判断されます。

また、本申請は開発面積が500平方メートル以上のため、市の住みよいまちづくり条例の対象となっており、手続済みでございます。

最後に6番でございます。

対象となる農地の所在は、棚沢字川原付1筆の一部、登記地目は田、面積は744平方メートルの内395.02平方メートルです。

受人は、及川の株式会社f 代表取締役Kさん、渡人は棚沢にお住まいのgさんです。

本申請は、賃借権設定による車両置場設置のための転用許可申請です。

農地区分は、第1種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しない第2種農地です。

受人は及川に事業所を置く、中古車販売業を主な事業として営む法人で、これまでは在庫を置かず、お客様から注文が入り次第仕入れ、そのまま納車をするかたちで事業を行ってきましたが、今後は在庫を持ち、現物での販売も行う計画につき、車両の保管場所が必要となり申請されました。

申請地は、北側は道路、西側は駐車場及び道路、東側は農地転用済みとなっており車両置場として開発工事中の土地、南側は農業用倉庫が建つ宅地に接しております。

西側の道路に接する部分を出入口とし、全面転圧・砕石敷きし、車両を置く計画でございます。

隣接地等への被害防除措置として、道路に接する北側及び農業用倉庫が建つ南側には鋼板柵を新設し、車両置場として開発工事中の東側及び駐車場に接する西側には隣接地側に鋼板柵が設置されており、土砂・雨水及び表流水の流出を防止するものです。

農地法第5条第2項第4号に規定する周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれにつきましては、現地を確認したところ、日照や通風については特に支障を生ずるおそれはないものと判断されます。

農地法第5条の規定による許可申請の説明は、以上でございます。

よろしく御審議くださいますよう、お願い申し上げます。

〈議長〉

説明が終わりました。これより質疑に入ります。

何か質問はありませんか。

〈井上慎一委員〉

日程6、議案第43号の2番の譲受人と、本議案の5番の受人Kさんについて、前者では個人、後者では同一人物が代表の法人ということでしょうか。

〈農地管理係主任〉

お見込みの通りです。

〈中丸豊委員〉

5番について、今年の9月に一度申請があったものか。

〈農地管理係主任〉

お見込みの通りです。

なお、当時は提出書類が不足しており、不許可相当として県に進達し、却下されました。

〈中丸豊委員〉

今回の申請で、書類が全て揃ったのか。

〈農地管理係主任〉

お見込みの通りです。

〈議長〉

他に何か質問はありませんか。

〔質疑なし〕

〈議長〉

ないので、質疑を打ち切り採決いたします。

日程 7、議案第44号「農地法第5条の規定による許可申請」について、許可相当とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

〔採決 挙手全員〕

〈議長〉

挙手全員。

よって、日程 7、議案第44号「農地法第5条の規定による許可申請」については、許可相当として県に進達することに決しました。

次に、日程 8、議案第45号「農用地利用集積計画の決定」についてを議題とします。

なお、本議案は19番までございますが、1番については中丸委員が関係する事案です。

農業委員会等に関する法律第31条の規定により、自己又は同居の親族若しくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することができませんので、中丸委員の退出を求めます。

〔中丸委員退室〕

〈議長〉

それでは、日程 8、議案第45号「農用地利用集積計画の決定」についての1番について、事務局の説明を求めます。

〈都市農業支援担当主幹〉

ただ今議題となりました、議案第45号、「農用地利用集積計画の決定」についての1番について、御説明申し上げます。

貸人は山際にお住まいのhさん、借人は山際にお住まいのiさんです。

対象地は山際字南海道 5 筆、現況地目は全て田、合計面積は2,956平方メートルでございます。

利用目的は水稻、3 年間の使用貸借権の更新設定でございます。

借人については農用地の全てについて耕作を行うことが認められ、また、耕作に必要な農作業に常時従事することが認められるものであり、農業経営基盤強化促進法に規定にする要件を満たしているものでございます。

よろしく御審議賜りますよう、お願いいたします。

<議長>

説明が終わりました。これより質疑に入ります。

何か質問はありませんか。

[質疑なし]

<議長>

ないようですので、質疑を打ち切り採決いたします。

日程 8、議案第45号「農用地利用集積計画の決定」の 1 番について、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

[採決 挙手全員]

<議長>

挙手全員。

よって、日程 8、議案第45号「農用地利用集積計画の決定」の 1 番について、原案のとおり決定されました。

ここで、中丸委員を入室させてください。

(中丸委員入室)

<議長>

それでは、日程 8、議案第45号「農用地利用集積計画の決定」についての 2 番から19番について、事務局の説明を求めます。

<都市農業支援担当主幹>

ただ今議題となりました、議案第28号「農用地利用集積計画の決定」について、御説明申し上げます。

お諮りする案件は18件、39筆、合計集積面積は、28,942平方メートルでございます。

権利の種類別では、使用貸借権が16件、37筆、26,836平方メートル、賃借権設定が 2 件、2 筆、2,106平方メートルでございます。

現況地目別では、田が25筆、19,418平方メートル、畑が14筆、9,524平方メートルでございます。

利用目的別では、水稻が10件、普通畑が 7 件、植木が 1 件となっております。

契約期間は、3 年間が17件、9 年間が 1 件。

新規設定が7件、更新設定が11件となっております。

なお、農用地の全てについて耕作を行うことが認められ、また、耕作に必要な農作業に常時従事することが認められるものであり、農業経営基盤強化促進法に規定する要件を満たしているものです。

説明は、以上でございます。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

<議長>

説明が終わりました。これより質疑に入ります。

何か質問はありませんか。

〔質疑なし〕

<議長>

ないようですので、質疑を打ち切り採決いたします。

日程8、議案第45号「農用地利用集積計画の決定」についての2番から19番まで、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

〔採決 全員挙手〕

<議長>

挙手全員。

よって、日程8、議案第45号「農用地利用集積計画の決定」についての2番から19番までについては、原案のとおり決定されました。

以上で本日の日程は全て終了いたしました。

これをもちまして、令和6年厚木市農業委員会11月定例総会を閉会いたします。

令和6年11月25日

議 長

議事録署名人

議事録署名人
